

前 金	部分払
無	0 回

平成 29 年度
下建ポ第 1 - 3 号

阿漕ポンプ場沈砂池しゅんせつ業務委託設計書

委託仕様は特記以外は三重県公共工事共通仕様書及び委託監督員の指示による。

津市下水道局
下水道建設課

津 市

平成 29 年度		下建ポ 第 1 - 3 号		業 務 委 託 設 計 書	
業務委託場所	津市柳山津興地内			担当副参事	
				検算者	
業務委託名	阿漕ポンプ場沈砂池しゅんせつ業務委託			調整担当主幹	
				担当主幹	
設計額	(うち消費税等相当額)			担当副主幹	
				設計者	
履行期間	平成 2 9 年 9 月 2 9 日 限 り				
長	—	巾	-		
委 託 の 大 要					
機械しゅんせつ工 2 0 m3					

津 市

位置図



0 100m
1:2,500

設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費								
	ポンプ場清掃工			式				
					1.000			
	沈砂池清掃工			式				
					1.000			
	しゅんせつ工			式				第 0001 号 明細表
					1.000			
	仮設工			式				
					1.000			
	交通管理工			式				第 0002 号 明細表
					1.000			
直接工事費計				式				
					1.000			
間接工事費								
共通仮設費								

設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
共通仮設費 (率計上額)				式				
					1.000			
共通仮設費計				式				
					1.000			
純工事費				式				
					1.000			
現場管理費				式				
					1.000			
工事原価				式				
					1.000			
一般管理費等				式				
					1.000			
工事価格				式				
					1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			
本工事費計				式				
					1.000			

第 0001 号 明細表 しゅんせつ工						1 式
						(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
機械しゅんせつ工		m3				第0001号単価表
汚泥			20.000			
汚泥運搬処理工		m3				第0002号単価表
汚泥			10.000			
合 計						

第 0002 号 明細表 交通管理工						1 式
						(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員費		式				第0002号施工単価表
			1.000			
合 計						

汚泥吸排車運搬工					第 0001 号 施工単価表 100.000 m3 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
汚泥吸排車機械運転費【基準】	日				第0001号運転単価表	
諸雑費	式	1.000				
合計	m3	100.000				
単位当り	m3	1.000	当り			

交通誘導警備員費					第 0002 号 施工単価表 1.000 式 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
交通誘導警備員B	人					
合計	式	1.000				

交通誘導警備員費

第 0002 号 施工単価表
1.000 式 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
単位当り	式	1.000	当り		

S0001 機械しゅんせつ工 汚泥		第 0001 号単価表 1 m3 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽油 一般用	リットル				
土木一般世話役	人				
特殊作業員	人				
特殊運転手	人				
強力吸引車損料	時間				
合 計	m3	1.000			
単位当り	m3	1.000	当り		

S0002 汚泥運搬処理工 汚泥		第 0002 号単価表 1 m3 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
汚泥吸排車運搬工	m3	1.000			第0001号施工単価表
産業廃棄物受入れ料金 汚泥	m3	1.000			
合 計	m3	1.000			
単位当り	m3	1.000	当り		

汚泥吸排車機械運転費【基準】

第 0001 号 運転単価表
1.000 日 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
一般運転手	人				
軽油 一般用	リットル				
汚泥吸排車 機械損料	供日				
諸雑費	式	1.000			
合計	日	1.000			
単位当り	日	1.000	当り		

平成29年度下建ポ第1－3号
阿漕ポンプ場沈砂池しゅんせつ業務委託

数量総括表

レベル1 : ポンプ場清掃工

数量総括表

レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
ポンプ場清掃工					式	1	
	沈砂池清掃工				式	1	
		しゅんせつ工			式	1	
			機械しゅんせつ工	汚泥	m3	20	
			汚泥運搬処理工	汚泥	m3	10	
	仮設工				式	1	
		交通管理工			式	1	
			交通誘導警備員費	交通誘導警備員(B)	式	1	3 (人)

数量計算書

レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び計算式)	単位	数量
沈砂池清掃工	しゅんせつ工	機械しゅんせつ工	汚泥 ※別紙数量計算書より $V = 19.75$	m3	19.8
		汚泥運搬処理工	汚泥 ※別紙数量計算書より $V = 19.75 \times 0.75$	m3	14.8
仮設工	交通管理工	交通誘導警備員費	交通誘導警備員(B) N=3人 N = 1	式	1

しゅんせつ数量計算書

番号	面積						堆積厚			浚渫土量		
1	7.75	×	16.50	÷	2	=	63.94	平均	0.10	m	6.39	m ³
2	9.65	×	16.50	÷	2	=	79.61	平均	0.10	m	7.96	m ³
3	5.85	×	13.75	÷	2	=	40.22	平均	0.10	m	4.02	m ³
4	3.45	×	8.00	÷	2	=	13.80	平均	0.10	m	1.38	m ³
計							197.57				19.75	m ³

特 記 仕 様 書

(適 用)

この委託業務の施工は、市監督員の指示に従い施工すること。

(写真撮影)

- 1 受注者は着手前、作業中、完成の写真撮影すること。
ただし、着手前と完成は同じ場所から撮影のこと。
- 2 撮影においては作業場所を入れること。
- 3 業務委託写真は、原則としてカラー撮影とし、明確なものとする。

(連絡)

作業中に異変があれば、市監督員に報告すること。

(施工方法)

- 1 作業者は、道路標識令の規定による標識を立て、交通誘導警備員を配置して危険防止及び歩行者、車両の通行などの安全対策には十分注意を図り事故等の無き様にする。
- 2 作業中は、作業員の過失または、不注意により生じた損害及び施工に関連して、既設構造物、その他対外的に及ぼす損害の補償はすべて受注者の負担とする。
暗渠等に入入りし、またはこれら内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有害ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な処置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を準備すること。
- 3 浚渫数量は、図面に示す浚渫計画のほかに過掘りがあってもその部分は、出来高数量とは認めない。
- 4 強力吸引車のタンク内の水は絶対に污水管へ流さないこととする。
- 5 堆積物の処理は、産業廃棄物処理の許可を有する施設で処理すること。また、受入先のマニフェストの写し（A票及びD票、E票のコピー）を市監督員に提出すること。
- 6 業務に先立ち、空き缶等の異物は除去しなければならない。なお、これにより発生する廃棄物については受注者の責任において処理するものとし、処理に当たっては、第三者への損害及び公衆に迷惑をかけないようにしなければならない。
- 7 本委託には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本年度に課税対象となつた場合には翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式の産業廃棄物税証明書等を添付して当該委託の発注者に対して支払請求を行うこと。

(提出書類)

業務完了時提出書類

- | | | | | | |
|--------------|----|-------------|----|-------------------|----|
| 1) 業務委託完成報告書 | 1部 | 2) 業務委託完成写真 | 1部 | 3) 作業状況写真 | 1部 |
| 4) マニフェスト写し | 1部 | 5) 請求書 | 1部 | 6) その他市監督員の指示する書類 | 1部 |

(地元住民及び通行人等への広報)

受注者は、業務着手前及び業務期間中を通じて必要の都度、業務内容等を地元住民及び通行人等へ周知し、協力を求めるための必要な処置を講ずること。

(作業中の安全確保)

受注者は、三重県公共工事共通仕様書第1編1-1-32に準じ、必要な措置を講じなければならない。

(交通安全管理)

受注者は、三重県公共工事共通仕様書第1編1-1-38に準じ、必要な措置を講じなければならない。

交通誘導警備員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）または、交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者を配置するものとする。

交通誘導警備員の配置者一覧表（資格・実務経験年数を明示したもの）及び配置者名の明記された伝票を市監督員へ提示すること。また、受注者は、交通誘導警備員を雇用するにあたり

その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書(写し)を市監督員に提出すること。

(工程)

実施時期については、市監督員と協議すること。

(産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け)

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) 収集運搬業者の表示例

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記
・ 140ポイント以上の大きさの文字

4. 9cm以上 **◇** 産業廃棄物収集運搬車

3. 2cm以上 **◇** 氏名又は名称

許可業者の氏名又は名称(許可証記載のとおり)
・ 90ポイント以上の大きさの文字

3. 2cm以上 **◇** 許可番号 第〇〇〇〇〇〇〇号

統一許可番号(下6桁)
・ 90ポイント以上の大きさの文字

(1) JIS Z 8305で規定されている大きさ
1⁶ / 2¹ = 0. 351 4mm
(2) JIS Z 8305で規定された大きさを
1mm単位で四捨五入した数値です。

排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記
・ 140ポイント以上の大きさの文字

4. 9cm以上 **◇** 産業廃棄物収集運搬車

3. 2cm以上 **◇** 氏名又は名称

許可業者の氏名又は名称(許可証記載のとおり)
・ 90ポイント以上の大きさの文字

(1) JIS Z 8305で規定されている大きさ
1⁶ / 2¹ = 0. 351 4mm
(2) JIS Z 8305で規定された大きさを
1mm単位で四捨五入した数値です。

表示方法に関する注意事項

- ・ 車両の両側面(車体の外側)の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・ 表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に紙で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・ 文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年津市訓第34号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。
なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いいたします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。